

## 平成24年第2回立科町定例議会会議録

1. 招集年月日 平成24年6月7日（木曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

|           |          |           |
|-----------|----------|-----------|
| 1番 榎本 真弓  | 2番 森本 信明 | 3番 小宮山 正儀 |
| 4番 土屋 春江  | 5番 西藤 努  | 6番 田中 三江  |
| 7番 山浦 妙子  | 8番 小池美佐江 | 9番 箕輪 修二  |
| 10番 宮下 典幸 | 11番 橋本 昭 | 12番 滝沢寿美雄 |

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳  
総務課長 笹井茂 町づくり推進課長 笹井恒翁  
町民課長 羽場幸春 農林課長 中澤文雄 建設課長 荻原邦久  
教育次長 笹井伸一郎 観光課長 岩下弘幸  
ハートフルケアたてしな所長 佐藤繁信 会計室長 真瀬垣妙子  
庶務係長 長坂徳三

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井民夫 書記 伊藤百合子

散会 午前11時15分

議長（滝沢寿美雄君）これから、本日の会議を開きます。

議事日程の説明を願います。今井事務局長。

事務局長（今井民夫君）　　―――議事日程朗読―――

平成24年第2回立科町議会定例会議事日程第1号

平成24年6月7日 木曜 午前10時00分開議

第1 議案第44号 立科町地下水保全条例の制定について

第2 議案第45号 立科町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第3 議案第46号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

第4 議案第47号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

第5 議案第48号 立科町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

第6 議案第49号 平成24年度立科町一般会計補正予算（第1号）について

第7 議案第50号 平成24年度ハートフルケアたてしな事業会計補正予算（第1号）について

第8 議案第51号 平成24年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

第9 議案第52号 平成24年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）について

以上です。

◎日程第1 議案第44号

議長（滝沢寿美雄君）日程第1 議題第44号 立科町地下水保全条例の制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。2番、森本信明君。

2番（森本信明君）2番、森本です。

地下水の保全条例ということ、佐久地域等でも、今までも、理事者を含め、また対象者を含めて、地下水の保全をするということで、それぞれ議論をされているところだと思います。

今回、上程をされた保全条例については、改めて地下水の保全条例ということで条例化するわけで、前回も全協のときでも説明がありましたけれども、以下の点について、若干、この条例の制定に当たっての条例上の条文等についてもお聞きをしたいと思います。

まず、1点は、今回、地下水の保全条例ということで、地下水を公水にするという大きな前提があるわけであります。この点について、立科町民、事業者、こういうことにある程度説明を立てた上で、審議経過を経たりして条文化をする、そのことが広く町民、事業者に行き渡るものではないかというふうに考えます。

前回、水源保護条例ですか、これを制定したときにも、審議会を設置をして、審議委員の皆さんの意見、つまり多くの町民の意見を代表する意見を集約をして、条例化をした経過があります。このことを踏まえますと、公水にする、町民が意識をするという前提に立つならば、こういう過程を踏むべきではないかということが、まず1点であります。

それから、2点目は、これを当てるに当たって、経過措置が附則の部分でうたわれています。この条文でいきますと、附則の部分で、この既に設置されている井戸について、第5条の規定による許可を受けた事業者とすると、こういう経過措置がなされておりますが、その第5条の中でいきますと、地下水を採取する者は、申請者を町長に提出、許可を受けると、これは許可制になっているわけですね。だとするならば、この部分について経過措置、既に現状で採水をしている人の町民もしくは事業者にも前もって、事前の届出が必要ではないかと、これをきちっと経過措置として載せるべきではないかということでもあります。

それと、次は、廃止届、つまり届出義務が生じているわけでありまますから、当然廃止についても廃止届を出して、きちっとそのことを町として受けとめることが必要ではないかと。つまり、現状認識をきちっとしておくことが必要ではないかと、このことが廃止届の義務づけ。

それから、原状回復ということでもあります。当然、地下水が、どの事業者が、町民がどこでどの程度の施設をもってするということであって、このことを継続的にも把握する必要性があるということになれば、届出義務、このことが必要ではないかと、あわせて原状回復と、迷惑をかけない施設として、将来的に異常のないような形をとっていくことが必要だろうということでもあります。

その次は、地下水の採水基準、町長が特に必要と認めたときと、こういうことでありまして、その採水基準というのは、多くは現況の事業者もしくは町民がどの程度利用しているのか、どの程度がこの立科町の地形的に影響がないのか、将来的にも継続できるような、持続できるような基準がいいか、もしくは周辺の地域に迷惑をかけないような状況がどういう基準から生まれてくるのかということになれば、多くの、その学識経験者なり地域の皆さん、このことから審議をする、基準を聞いてみる、このことが必要ではないかということでもあります。

以上、申し上げましたが、その点についてご説明、ご答弁をお願いします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 私のほうから、考え方のみお話しさせていただきます。

公水というお話です。これは、最近新しい言葉として使われております。公の水ということなんですけど、従来は土地に付随するのが地下水、あるいは湧水の権利なんですけれども、しかしその地下水脈の中では、公の水として扱うのが、今後いいだろうということで、今進められています。

立科町は、水道水源保護条例をつくったときもあるんですが、この基本的なことも公な水ということなんです。公の水をぜひ守っていききたいというのが、1つ根底にありましたので、当時は「公

水」という言葉は使っておりませんが、基本的には公水という考え方になっております。

そういった意味で、この公水を町民が、ここに住んでいる人たちが、やはり有効に使っていただきたいということです。佐久市、それから周辺のところでは、土地の買収に絡む水の枯渇のようなことを言っていますけれども、そのこともあるでしょうけれども、立科町とすれば、公な水として、強制をしながら大いに利用していこうという、両方を考えております。

その中に、町長の認めた場合はこの限りでないというような項目が入っているんですけども、あくまでもそれは町民益にかなうという意味で項目の中に入れてあるというふうに考えております。

あと、もうちょっと具体的な、その技術的な、事務的なことについては、担当のほうからお話しさせていただきます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 荻原建設課長。

**建設課長（荻原邦久君）** 先ほど町長が説明したとおりでございますが、まず地下水は所有権というものがあまして、所有権はその土地の上下に及ぶという民法上の規制がございます。しかし、これには絶対的に強いものでありますが、まず地下水を公水ということになりますれば、憲法上の29条の規制の中で、やはり社会上、秩序が保っているものについても、私権はある程度制限されるという部分がございますので、やはり社会通念上といいますか、そういうものに対して影響を及ぼす場合は、自分の権利を行使するにも制限がかかると、そういう意味合いにするためには、やはり公水というものは、公な位置づけをしておくということが大前提だろうというふうに思っております。

それから、2番目の経過措置のところ、届出が必要ではないかということでございます。確かに、これは現在の地下水といいますか。井戸の関係で、把握しておくことは絶対大切だというふうに思っています。

町でも、かつて、これは水道の関係でありますけれども、井戸の設置状況を調査した経緯がございます。井戸の状況の把握は、ある程度しております。それで、実際に今くみ上げている井戸についても、こちらでは把握しております。しかし、個人的な使い井戸みたいなものもございますので、これについては、この条例が制定次第、この6月から7月にかけて、住民向けに広報等を通じ、あるいは区長、部落長さんを通じ、井戸の現状把握を行うことになっております。

それから、廃止届の義務でございますが、廃止届につきましては、施行規則を設けてございます。この施行規則の7条に廃止届を出すように、規則で定めてございます。

それから、公益上、町長が認めた場合、この限りでないという部分でございますが、これは、特に、例えば農業用の、どうしても灌水的なものを掘らなくちゃいけないとか、公上、こういうものが必要だと思われるときはこの限りでないものを定めてあるわけでございますが、当然こういう時点につきましては、いろんな皆さんと慎重に検討しながら、この辺については取り組むべきだろうというふうに思っております。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに質疑はございませんか。11番、橋本昭君。

11 番（橋本 昭君） 11 番、橋本でございます。

質問が3回しかできませんので、少し時間をいただいて質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず誤解のないように申し上げておきますけれども、新聞報道で関係市町村が条例を制定すると。私も、その条例制定についてはぜひやるべきだろうという観点から、よりよい条例をつくるという立場で質問をさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

それで、まず第1点目の質問でございますけれども、先ほど森本議員から、水道水源保護条例については審議会を開き、町民の意見等々を取り入れて、ある程度の納得をしたもので引かれたということで、なぜ今回は審議会が開かれなかったのかということ、多分問うたんですけれども、お答えがありませんけれども、単純な質問として、なぜ開発審議会が開かれなかったのかということ、ここで議長にお願いなんですけれども、なぜ開発審議会を開かなかったのかということ、なかなかご理解いただけないですよ。そのために、なぜかということ、私のほうで理由を説明する時間をいただいてよろしいでしょうか。

議長からのお許しを得ましたので、私のほうから質問を、なぜそういう質問をするかを申し上げます。

立科町には開発基本条例というのがございますけれども、もともと開発基本条例というのは、立科町の恵まれた自然環境及び生活環境を保全し、住民の健康で文化的な生活を保つため、開発等にかかわる基本的事項が定められている。これが目的でございますけれども、その第4条の町の責務の中の第2号で、自然環境の保護及び生活環境の保全に関する施設の整備を推進すること、第3号に水源の保護及び利用に関する総合的整備を図ること、これらの事項について必要な施策を策定し、実施すると、開発基本条例は規定されているんですね。

さらに、第8条で、自然環境の保護基準及び廃棄物の処理基準の第1項で、町長は事前に環境を保全するため、自然環境の保護基準を定めなければならないと規定しているわけです。それで、これを受けて、立科町開発基本条例施行規則の第2条、自然環境の保護基準の第1項第3号で地下水利用の規則を定めています。この地下水利用の規則の中には、アとして、さく井するとき、掘るとき、既存の深さ、2m以上の井戸または湧水水源から300m以上離さなければならない、イとして、深井戸は、立科町飲用水源から2km以上離れなければならない、また深井戸の揚水量は、揚水可能量の70%以下とする、ウとして、さく井からの揚水は地表より100m以下。今回の保全条例では150mまで、また30m未満とか30m以下というものも認めていますけれども、この開発基本条例では、さく井からの揚水は地表より100m以下でなければならないというふうに規定されています。それで、これらのさく井をするときは町長の許可を受けなければならないということで、一種、井戸に関する保全条例的なものがここでできているわけです。

したがって、開発基本条例で地下水の保全に関して定められている中で、開発基本条例の第5項、先ほど森本さんがなぜ審議会を開かなかったかということなんですけれども、第5条の諮問という条項で、自然環境の保護や水源及び利用に関する施策を、こういう制定しようとするとき、並びに開発行為のないようにして必要なときは、立科町開発審議会の意見を聞かなければなら

ないと定められています。

それで、立科町開発審議会条例を見ますと、立科町開発審議会というのは何をすところだといひますと、第2条の任務として、第4号、地下水の保全に関する条項を調査し、審議すると定められております。この委員というのは、町議会議員と学識経験者です。10人からなるものでございます。以下ということです。

したがって、もう既に開発基本条例がある、その中で地下水に関する取り決めをされている、それを今度は地下水保全条例という違う条例で、開発基本条例との関係を見無視するという事はないんですけども、それを上回る、またさらに厳しい条例をつくろうとしている。そういう施策をしようとするということは、既に地下水保全に関する事を開発審議会で審議しなければならないという条例規定があるにもかかわらず、審議会を開かないで条例制定を提案されたというのは、これはこの条例に違反になるのではないだろうか、行政手続上、問題はなかったのかということについて、先ほどなぜ開発審議会を開かなかったかということの質問となっております。提案者である町長から、お答えをいただきたいと思ひます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 開発条例は開発条例でございまして、開発条例の審議会は開発条例の審議会ならよろしいと思ひますけれども、いいんじゃないんですか。

**議長（滝沢寿美雄君）** 11番、橋本昭君。

**11番（橋本 昭君）** 質問が3回しかできませんので、今の質問に対して、私はもう1回質問して、さらにずっとほかの質問を3回の中でやりますので、非常に難しくなってくると思ひますけれども。

開発基本条例は開発に関する審議であるといひていて、先ほど申し上げましたように、開発審議会の目的の中に、それでやらなければいけないということの中に、自然環境の保護及び生活の環境の保全に関する施設の整備を推進することとか水源の保護及び利用に関する総合的整備を図るということが、町の責務としてあるわけです。それに基づいて、町は地下水保全に関する規則、条例をつくっているわけです。条例の中で定めているわけです。それと違う条例をつくろうとしているわけですね、同じ地下水に関して。当然、開発審議会で審議をしなきゃいけないんじゃないかと、諮問をしなきゃいけないんじゃないかなというふうに私自身は思ひますけれども、それについてはもう一度ご答弁いただきたいと。

それで、次に条例の内容で質問いたします。

本条例の制定の目的は、外国資本の森林買収や民間企業の大量の地下水採取とか水事業者の新たな経営参入等から公水を守るということもあって、当町の場合、水道水源地域は町有地であつて、水道水源保護条例も施行されて、外国資本からの買収等については一定の防御はされているというふうに考えていますけれども、水源保護地域以外の民有林の大規模な買収も、外敵から守る必要があるということも考えているわけです。したがって、条例に土地売買等で井戸所有者が変わった場合の地位の承継を条例で明確にしておかなければならないのではないだろうか。土地売買等によって井戸所有者が変わった場合の地位の承継を条例で明確に規定しておかなければならないのではないかと。他の自治体の条例の中には、この地位の承継というものが

明確にされているところもございませう。なぜこの地位の承継の条例を入れなかったのか、その理由を伺いたい。

それから、第8条の許可の失効でございませうけれども、許可を失効したときに、原状回復や、先ほど森本議員は届出をしなければいけないんじゃないかという質問をされておりますけれども、原状回復や届出の義務が定められておりませう。井戸はそのまま放置されるという形になるおそれがあるわけだ。それで、他の地域の条例を見ますと、原状回復を条例化しております。それはなぜかと、私は考えるには、井戸を放置した場合には地下水の汚染につながる。地下水の何らかのものが紛れ込む、医薬品が紛れ込む、いろいろなものが紛れ込むがゆえに、放棄された井戸はしっかりと原状に、もとに戻す、これをやはり条例としてしっかりと井戸を掘る方に義務づけておかなければ、その地下水を保全だけではなくて、地下水の汚染を防御できないというふうに私自身は考えております。これについて、なぜ原状回復をしなかった、そういう条項を入れなかったのか、その理由をお伺いいたします。

それから、届出事項、先ほど森本議員からもありましたが、届出事項の規定が、先ほどの説明では、規則、これに基づく施行規則をするので、その中で、例えば既存の井戸に関しては、失効したときには届けなければならないというようなことを書いてあると言っておりますけれども、規則というのは、これはちょっと私の解釈で、間違っているかどうかかわからないんですけども、規則というのは条例で義務づけられたものの細則を決めるんであって、規則で町民に対して義務づけるというのは、議会も何にも通らないものを義務づけるということはいかなるものかなというふうに思うわけだ。しっかりと届出事項については義務づけの規定をしなきゃいけないと。

その中で、1つとして、井戸工事が完了したときの届出、それから先ほどの土地売買、相続等で地位を承継した場合の届出。先ほど森本議員が許可の失効したときの届出が必要ではないかという、私も同様に思います。それから、条例上の中止命令や勧告に基づく措置をしたときの届出、どういう措置をしたか、ちゃんと措置をしたかということの届出。それから、先ほど森本議員が言われましたように、既存の井戸の施行期日における現況の届出等を、これを義務づけなければ、この第13条で委任とありますけれども、この条例の委任では、これは届出は義務づけられないというふうに思いますので、なぜそういう届出義務をこの条例から削除したというか、入れなかったのか、その理由をお伺いいたします。

先ほど、既存の井戸の現況の届出というのはなぜ必要かというところで、ちょっと説明しないとわからないと思いますけれども、第12条に中止命令というのがあるわけですね。中止命令を出す根拠として届出が必要だろうと、現況をびちっと届け出て把握をしてなければ、中止命令は出せないです。違反をしたかどうかはわかりませう。調査をするというのは、あくまでも別件であって、あくまでも事業者から届出を受けているということが、まず前提ではないだろうかというふうに考えるために、届出が必要だろうというふうに思いますけれども、以上、大分長い質問になりましたけれども、お答えいただきたいと思ひます。

議長（滝沢寿美雄君） 萩原建設課長。

**建設課長（荻原邦久君）** それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

まず、地下水保全に関しまして、先ほど開発審議会をなぜ行わなかったということでございます。

水資源保全に関しましては、立科町開発審議会条例によりまして、第2条にて調査、審議するとされております。今回の条例制定に当たりましては、たまたま町民課での、長門町のごみ処理の審議もあり、町民課と環境審議会という形でこの地下水保全につきましても審議をいただきました。

開発審議会の構成委員は、8名でございます。たまたま、この皆さんは開発審議委員会と環境審議委員会とは同一の構成委員さんでございます。環境審議会には、ここに議会の議長さんと立科の水を考える会の会長さん、保健委員さん、立科町地球環境温暖化防止活動推進委員さんの4名の委員さんが加わっています。今回の場合、環境審議会ということで、より多くの皆さんにご意見を賜ったと思っております。地下水を初め、水資源は環境にも関連しますので、環境審議会ではありましたが、開発審議会の内容も審議いただいたというふうに考えております。

開催は、1月30日、3月26日の2回開催して、この地下水保全につきましても審議をいただいております。そういうことで、名はあれですけれども、それぞれの皆さん、審議委員さんには、同じ審議委員さんでもございましたし、開発審議会の内容も同時に行っていたのかなというふうに考えております。

それから、地位の承継でございます。

これにつきましては、各市町村の条例、いろいろあろうかと思いますが、当町におきましては、その持主が変わった場合につきましては、これは内容の変更ということでございまして、変更許可をとっていただくということになるかと思っております。ですから、持主が変わった場合も、改めて許可の内容が変更したということで変更許可を取っていただくと、すべてこういうことになるかというふうに思っております。

また、先ほどのいろいろな届出に対しましては、立科町地下水保全条例施行規則というもので、完了届、廃止届、また中止命令と原状回復命令等、それぞれ規則のほうで定めてございます。

しかし、規則ではだめじゃないかという橋本議員さんのお話でございますけれども、これにつきましては、第13条の委任で、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるということで、条例から規則に委任をしたということでございます。条例でうたってなくても、細目については規則で定めることができることになっておりますので、規則のほうで定めたということになっております。

それから、許可の失効されたもの、廃止されたものを放置されていていいのかというご質問でございます。現在の井戸につきましては、それほど大きな穴をあけるわけではなくて、ボーリングでパイプを通してポンプでくみ上げるというのがほとんどの井戸だと思います。昔みたいに、そういう井戸もあるかと思っておりますけれども、人間が落ちていくような井戸ではないというふうには考えておりますが、これを原状を復旧させる理由はその危険という部分があろうかと思っておりますが、そのほかにはないんじゃないかなというふうに思います。一回廃止しても、改めてまた申請をし

て再利用するという事も考えられますので、その都度原状復旧をしてまた使うということになれば、またそれも使用者に負担を持ってもらうものでございまして、何もそこまでやらせる必要はないというふうには考えております。

いろいろありましたけれども、またいろいろあったら言ってください。今、私のほうで言われた部分はそこまでということ。

議長（滝沢寿美雄君）11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）最後の質問になりますので、また時間を少しいただきたいと思いますが、今の回答の中で、審議会の関係ですけれども、環境審議会。環境審議会設置運営要綱の中に、任務というのがあるわけですね。任務は、環境の保全に関する事、廃棄物による公害防止に関する事、一般廃棄物処理計画及び処理の許可に関する事、資源の再生利用の促進に関する事、その他必要な事と。環境審議会の審議というのは、今言った内容のものでございます。

それで、1月31日、3月26日に審議したと言いますが、これはこの条例に関して諮問をされたか、議事録でどういう状態になっているか、しっかりと把握はしたいと思いますが、諮問して、ちゃんと審議をされたのか、説明をしたのか。

それから、もう一つ、公益を代表する者で、議長が出ておられます。これは、あくまでも議員という立場ではなくて、公益を代表する者として出ております。開発審議会は議員が構成員です。議員という立場で出ます。立場は違います。同じ、同一の人たちだというふうに言っておられますけれども、開発審議会の議員というのはまだ定まっておられません。同一人物ではありません。したがって、今の立科町環境審議会で審議したという内容については何の意味もないのではないだろうかというふうに思うわけです。それについてお答えいただきたい。

それから、持主の、要は土地は所有権移転したということに関して、これは内容の変更だと。それは、内容は変更しています。ただ、なぜ他自治体がこの承継というものを条例の中に入れていくかといいますと、要は地位を承継するということは、いろんな許可とか、そういう義務というものを承継をするという意味合いで、承継という条例を入れているわけです。

これは、ちょっと法律的に、私のほうもよくわかりません。これは、弁護士にも確認しなきゃいけないんですけれども、地位の承継条例、項目を入れてないと、善意の第三者になり得るのではないだろうかということをお慮するわけです。その辺で、もう一度、ただそれだけでいいのかということについての見解を求めたいと思います。

それから、先ほど委任項目、規則で定めるから、委任されているから規則で定めると言った。先ほど、私は、規則は条例があってこそ規則であって、条例で義務づけられていないものを、規則で義務づけるわけにはいかないだろうと、これについて見解を述べていただきたい。

それから、先ほどの原状回復については、危険がないだろうと、この地下水保全条例は何のためにつくるんだと。地下水を水質のよいものに保全をしていくということも含まれるわけです。最悪の事態を考えるがゆえに、条例はつくるんですよ。その最悪の事態の中に、先ほど申し上げましたように、地下水を汚染するおそれもあるだろうということをお慮するわけです。それについては危険がないというようなご回答では、明確な返答ではないんじゃないかなというふ

うに思います。それについても、再度お答えいただきたい。

それから、次の質問、同じ質問をしますけれども、条例の用語について質問いたします。

第12条に、「原状復旧」という言葉を使っておられます。水道水源保護条例でも、同じような、中止命令というのがありまして、それで水道水源保護条例では「原状回復」という言葉を使っております。私たちの、立科町の水道水源保護条例は「原状回復」という言葉を使っている。他の自治体の条例も、まだ復旧というのは見当たりませんが、おおむね「原状回復」という用語を使用しております。なぜ「原状復旧」としたのか、その理由をお願いしたいと思います。

それと、第6条の湧水水源が規制の基準位置として、条例で定められています。湧水水源です。水道水源は、明確に立科町の水道条例の定められている水源を明記しております。しかしながら、この湧水水源というのはどこなんですか。条例上で定まっていないのではないかなど。これは、開発基本条例の中の施行規則でも同様の表現をされています。湧水水源から300m以上と。それで、今の第12条の条例を、その前の中に、既存の井戸、「既存の深さ2m以上の井戸、又は湧水水源から」というふうに書いてありますけれども、その湧水水源に、「又は」の前の「既存」という言葉をかければ、既存の井戸というふうに読み取れば、既存にどこかあるんだろうなというふうには理解できますけれども、何かはっきりしないのではないかなど。これについては、その見解を求めたいと思います。

最後に、とにかく地下水保全条例はしっかりとしたものはつくらなきゃいけないというふうに、私自身は思っております。今までの質疑の内容から、このままの条例を世の中に出すというのは、あまりにも悪い意味で拙速ではないかなど、これに対する見解を求めたいと思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 森澤副町長。

**副町長（森澤光則君）** 幾つかご指摘をいただきまして、ありがとうございます。

確かに、この条例につきましては、地下水を守り、地域を守っていくという大きな地域からの発信理念を含めた条例でございます。ただいま幾つかご指摘をいただきました点につきましては、また十分今後検討をし、対応していきたいと、こんなふうに思っております。

審議会を開かなかったことにつきましても、パブリックコメント等、あるいは広報誌等で町民に知らしめ、そして環境審議会等でもよかろうというような形で進めてきてしまったという手続的な部分のものはあるかと思っておりますけれども、今後、ただいまの意見等については、また十分精査をして対応していくという形をとらせていただきたいと思います。

以上でございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに質疑はございませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案45号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第2 議案第45号 立科町消防団員の定員、任免、給与、含む等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑

はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案46号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第3 議案第46号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案47号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第4 議案第47号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案48号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第5 議案第48号 立科町認知症グループホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案49号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第6 議案第49号 平成24年度立科町一般会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、土屋春江君。

**4番（土屋春江君）** 4番、土屋です。

14 ページ、民生費の児童福祉費とありますけれども、目の保育所総務費の中で、今回、佐久市との自立圏構想提携に当たって、児童保育委託料8万円が出ているんですけれども、この町負担としてどのくらい病児または病後児に対しての値段、それから病児に対してはどこで診てくれるのか、病後児に対してはどこで診てくれるのかをお聞きいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 笹井教育次長。

**教育次長（笹井伸一郎君）** 町で負担する額は、ここで8万円となっておりますが、1人4,000円という額を佐久市のほうから示されております。それは、病児も病後も同じ額なんです。人数につきましては、一応10人分ということで、4,000円の病児のほうは10人、それから病後のほうは10人ということで、8万円という予算にして計上させていただいたところです。

それから、病児の場合は、浅間病院で診てくれるということです。それから、病後の場合は社会福祉法人でやっております岸野保育園で預かってくれるということでございます。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに質疑はありませんか。1番、榎本真弓君。

**1番（榎本真弓君）** 1番、榎本です。

17 ページ、農業振興費のところになります。こちらに、これは第2回料理コンテスト入賞作品についての講師謝礼等の項目がございますが、この講師謝礼の人数、何人の方が対象になっているのかということと、あと商品化事業アドバイス、これはどういうアドバイスをされるものか、この内容をちょっとお伺いしたい。

それと、あと続きまして、18 ページの委託料としまして、DVD制作委託という項目がありますが、このDVDは何のDVDか、その内容をお伺いいたします。

続いて、あともう一つ、備品購入費の中に、たこ焼き器等で10万円計上されていますが、これの内容もお伺いいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 中澤農林課長。

**農林課長（中澤文雄君）** お答えいたします。

今回の補正をお願いをしておりますのは、創作料理企画コンテストのほうではなくて、あくまでも商品化事業でございます。平成23年度で申し上げますと、県の元気づくり支援金をちょうだいいたしまして行った事業でございますけれども、24年度も同様に、県のほうに申請を申し上げましたところ、残念なことに落選をいたしました。

同様の、町の基本的な考え方といたしまして、創作料理コンテストの優勝した商品の中から、優秀なものについて商品化をしていこうと、こういうコンセプトでございますので、第2回創作料理コンテストで優勝した中から、商品化事業にふさわしいものを作っていこうと、こういうこととございまして、今議会におきまして、県に申請をいたしました72万円を一般会計でお願いするということとございまして、今回の報償費等につきましては、当然出品者がいらっしゃるわけです。出品者で優勝した方などへの委嘱の謝金でございます。

それから、その中から、たこ焼き器ということでご質問がございましたけれども、昨年の優勝商品、料理の部ではそばコロン茶漬けということ、あるいはそばコロンサンデーというものがございまして、これはどういう商品かと申しますと、おそばをお粉で丸めまして、たこ焼きみたいなものですね、それを家庭にあるたこ焼き器で焼いたものがコロンになるということでございまして、今年はその試食を広く進めていきたいと、こういうふうを考えているわけでございます。そのために、たこ焼き器、少し大きめの業務用のものでないと試食に間に合わないということでございまして、たこ焼き器を購入してまいって、例えば町民まつりですとか、いろんなところでご試食をいただいて、商品化に向けたPRを進めてまいりたいと、かように考えております。

次に、DVD制作でございますけれども、DVD制作につきましては、昨年にも既に行っておりますけれども、商品開発をしていく過程を取りまとめたDVDでございまして、平成23年度のものについては既に完成してございまして、これから、実は蓼科ケーブルビジョンさんにも放

送をお願いしたところでございまして、番組編成上の都合によりまして、7月から放送をしていただけるというふうになってございます。24年度版といたしまして、24年度の活動をPRするDVDの製作費でございます。

以上、よろしく申し上げます。

**議長（滝沢寿美雄君）**ほかに質疑はございませんか。1番、榎本真弓君。

**1番（榎本真弓君）**では、同じ項目になりますが、ちょっと先ほどのご答弁で、続けて質問させていただきます。

商品化というものはどういうところを目的にされているのか。先ほどのご答弁では、試食をし、多くの町民に食べていただき、PRをするものとなりますけれども、それはあくまでも試食という段階では、今度は焼いて提供するというので非常によろしいかと思うんですが、それを商品化という場合は、その商品という、そのものはどういう形態を目標にされているのかをお伺いいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）**中澤農林課長。

**農林課長（中澤文雄君）**商品化ということでございまして、まずは町の中から生まれたものを、事業、要するに商品化していきたいというふうに考えているわけですが、まず住民の皆さんの広いご意見をちょうだいした中から、ああこれなら商品化できるというご意見をちょうだいして、今回のそばコロシあるいはシナノスグリゴというジャム、この2商品を、まず昨年の優勝の中でありますので、これをつくっていきたく。最終的には、そばコロシも加工をしまして、パック詰め、その商品そのものを販売することも可能でございます。そういった考え方が、まずは1つでございます。

それから、今年から、また新たにこの企画委員会の中としても、新しいコンセプトの、何か商品を開発していきたい。いわゆる1つの中には、お菓子、スイーツですとか、そういったものも開発をして、独自に、それもまた商品化できるようなルートに乗せたいというようなことまで含めて考えているところでございます。

商品化したものにつきましては、町内の営業所ですとか売店ですとか、いろんな事業所がございましたけれども、そういったところで販売をしていただきたいというふうに考えております。

**議長（滝沢寿美雄君）**ほかに質疑はありますか。11番、橋本昭君。

**11番（橋本 昭君）**11番、橋本です。

21ページの教育費の中の補助金、丸子修学館高等学校創立100周年記念事業、15万円というふうにございすけれども、蓼科高校については以前もやったと思いますけれども、ちょっと私のほうもよく把握できておりませんけれども、高校、それぞれが100周年とか120周年とかいうふうになりますけれども、今まで、過去の中で、蓼高とか以外のところでこういう創立記念事業で出しているところがあるかどうか、それだけお願いしたいと思います。

**議長（滝沢寿美雄君）**笹井教育次長。

**教育次長（笹井伸一郎君）**昨年、野沢南高校で出しております。それから、この近年ですと、平成17年に小諸商業高校、それから平成16年に小諸高校に、それぞれ出しております。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）**ほかに質疑はありませんか。6番、田中三江君。

**6番（田中三江君）**6番、田中です。

18 ページ、5 款の都市農村交流費ですが、目、その中の9 節の旅費、それから11 節の需用費、15 節の工事請負費、それから16 節の原材料費ですか、そして18 節の備品購入費、それぞれ補正がございますけれども、この内容を詳しくお願いいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）**中澤農林課長。

**農林課長（中澤文雄君）**お答えいたします。

今回の都市農村交流費の補正につきましては、実は昨年から立科町をご利用いただいております豊島区の皆さん、小学生の林間学校、いわゆる移動教室がございまして、昨年、一部の学校さんはご利用いただけたんですけども、本年度は立科町へ来られた生徒さん、大勢を交流センターにお迎えして体験学習をしていただけたらありがたいと、こういう思いでございます。

その中で、9 の旅費につきましては、今後の誘客宣伝費ということで、東京・千葉方面で行うと、それから11 の需用費につきましては、今回新たにジャガイモ収穫アンドカレー体験というものをつくりました。そして、またご飯につきましては、飯盒炊飯でいかがかというようなメニューの提供を行ったわけでございまして、これらの皆さん方に対する準備ということでございまして、需用費の中ではジャガイモを収穫する移植ごて、それからカレーを召し上がっていただきますので、カレー皿、スプーンなど、それから飯盒などでございます。そして、またチラシ、交流館のパンフレットが終了いたしましたので、印刷製本費も若干、中に含まれてございます。

工事請負費につきましては、今回の体験に合わせまして、ご飯をたくさん炊かなければならないというようなこともございまして、ガス釜を調達しなければならない、そのコックのもの、改善工事、それから工作室に、実はお水は出るんですけども、湯沸かし、お湯が出ないと。今回、体験の中では、いただきますからごちそうさまでしたの後片づけまでお願いをしていかなければならないという中で、お湯も出なければいけないということでございまして、湯沸器を1 台お願いするものでございます。

それから、16 の原材料費の中では、飯盒炊飯用の釜場をつくってまいりたいということでございます。

それから、備品購入費ということですが、これにつきましては、実は交流センターがオープンした当初から、洗濯機が1 台あったわけでございますが、これは何か当時、中古で見つけたものでございまして、これが非常に回らなくなってしまったということで、洗濯機を1 台。それから、ガス炊飯釜3 台、それから当初予算でお認めいただきましたホームページ、インターネット等も開設するというので、業務用のパソコン1 台をお願いするものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

**議長（滝沢寿美雄君）**ほかに質疑はございませんか。6番、田中三江君。

**6番（田中三江君）**誘客宣伝ということで、すばらしいことなんですけれども、その豊島区からの移動教室、何名ぐらい来られるのか、何名ぐらいを想定をしておられるのか、そして現在の予約状況、

そのあたりをお聞かせください。

**議長（滝沢寿美雄君）** 中澤農林課長。

**農林課長（中澤文雄君）** お答えいたします。

私どもが知り得ております豊島区のデータといたしますと、本年、立科町の白樺高原に、あるいは女神湖湖畔においていただける学校さんは23校ございまして、生徒さんで1,185名でございます。

私ども、想定した予算で申し上げますと、このうちの約4割ということで想定はさせていただいておりますけれども、現在豊島区さんには実地踏査とあって、二度校長会の先生方の代表、それから学校さんの代表の方がお見えになりまして、私ども、PRを重ねてまいりました。その結果、昨日現在のデータでございますけれども、23校ある学校さんの中から15校、予約率でいきますと65%、それから生徒さんの数でまいりますと677名でございます。そこに引率の先生方まで含まれますので、約755名ほどの皆さん方にご予約をちょうだいしているところでございます。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに質疑はございませんか。7番、山浦妙子君。

**7番（山浦妙子君）** ただいまの質問の中で、豊島区の体験学習ということで、生徒さんたち、教師を含めて755名の皆さんの受け入れということですが、この体験学習のメニューについてお伺いしたいと思いますが、このメニューについては、向こうのいらっしゃる学校の先生方が提示したものでしょうか、それともこちら側からこれを提示したものでしょうか、お尋ねいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 中澤農林課長。

**農林課長（中澤文雄君）** 豊島区さんに限らず、そうなんですけれども、私どもに体験メニューというものがございまして。この中から、どうぞ自由に選んでくださいというのが、私どものメニューの提供の内容でございます。

今回の豊島区さんに限りましては、実は2月に私ども、営業に、教育長三田先生のところへお尋ねをいたしました。この折に、1つ重大なヒントをちょうだいしました。豊島区の生徒さんが来るのは7月20日から8月10日ぐらいまでにかけての林間学校であると。そうすれば、立科町さんではジャガイモ採れるじゃないかと、あるいはトマトも採れるじゃないかと、こういうお話がございました。そして、今度はジャガイモを掘り、何かその場で食べるような提案があればうれしんだと、こんなようなことがございまして、実は、戻りまして、理事者の皆さんとも協議を重ねまして、ジャガイモを収穫して、その場で掘ったイモでカレーをつくってもらって食べてもらったらどうだと。そこに飯盒でご飯を焚いてもらったならば、もっといい、生きるという体験ができるじゃないかなということで、このお答えを持ちまして、三田教育長さんに訪問したのが4月20日のことでございます。

その後、実地踏査を2回ほど繰り返していただきましたということでございまして、このジャガイモを掘って、それでカレーを食べていただく、それでご飯を飯盒で炊いていただくというような提案につきましては、豊島区さんからのヒントをちょうだいいたしまして、町が独自につく

らせていただいたものでございまして、これはこの8月現在で、あと新宿区さんですとか清瀬市さんなどなどからも引き合いがございまして、同じ同一料金で承っていくということになっております。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）**ほかに質疑はございませんか。5番、西藤努君。

**5番（西藤 努君）**5番、西藤です。

17 ページの農業振興費の中で、集落ぐるみ捕獲体制というふうなことで委託料が出ておりますが、これは多分シカだとは思いますが、現在の捕獲体制がありますね。その部分とこの集落ぐるみというのがちょっと新しいというか、どのような体制なのか、わかりませんので、説明をお願いします。

**議長（滝沢寿美雄君）**中澤農林課長。

**農林課長（中澤文雄君）**お答えいたします。

有害鳥獣の捕獲につきましては、議員ご質問のとおり、既に猟友会ですとか、そういったところをお願いし、またシカ柵を張らせていただきました。これは新しい事業でございまして、実はわな猟の免許、資格を持っている地区に限るということでございますけれども、そういう地区にわなをたくさん仕掛けていただきます。そして、朝晩の見回りをさせていただくわけでございますけれども、そこでもシカが捕獲された場合、通常の私どもでは止め刺しができないわけです。止め刺しというのは、最後の止めを刺すという、こういう意味ですけれども、この止めを刺すのを猟友会の皆さんで、今は鉄砲でもよしナイフでもよしというふうに決められておりますけれども、その止め刺しをしていただく方の日当を事業化したものでございます。

本年の立科町の止め刺しのエリアといたしましては、古町区を予定して、既に地元説明会を終了させていただいたところでございます。

**議長（滝沢寿美雄君）**ほかに質疑はございませんか。1番、榎本真弓君。

**1番（榎本真弓君）**先ほどの都市農村交流費の中の、その飯盒炊飯の絡みで質問いたしますが、過去、実はその飯盒炊飯をされた学校で、大変時間が足りなくて、半煮え状態のカレーを慌てて食べなければいけなかったということがありまして、その責任が、その会場を提供した施設が、要するに食中毒の管理ができなかったということで責任をとらされまして、営業停止を何日間かとらなければいけなかったことがありました。

そういったことを考えますと、会場を提供する側というのは、これは基本的に町になりますが、実際に行われるのは、その学校の先生方がされまして、半煮えとか半煮えでないとか、時間があるなしは、すべて学校が進めていくものですが、最終的には、その何かあった場合の責任は、過去の経過は、その会場提供者のところ責任をとらなければいけなかったわけなんです。

そういった場合を考えますと、その飯盒炊飯の会場を提供する、これのすべての事業にかかわって、きちんと保険に加入して、また保健所の絡みもきちんとクリアしなければいけないのではないかと思います。そういったことは計画されておりますでしょうか。

**議長（滝沢寿美雄君）**中澤農林課長。

農林課長（中澤文雄君）お答えをいたします。

飯盒炊飯につきましては、ただいまご指摘をいただいたとおりでございまして、時間というものはある程度必要でございます。

現在、私どもが用意させていただいているのは100名分ほどということでございまして、全員に行き渡るかどうかは、これは別なことでございまして、やはり電気釜もガス釜も必要だということでございます。

今、豊島区の学校さんをお願いをしておりますのは、立科町の耕福館に何時から何時まで、何時間滞在できますかと、その滞在時間によってはできないこともあるんですよと、こういうお話をしておりますので、半煮え状態で提供するような時間しか滞在できない学校さんが飯盒炊飯を希望された場合についてはお断りをすると、こういうことになっております。

そして、私どもは、いわゆる料理を提供する施設ではございません。あくまで、体験施設でございます。ですから、保健所への届出は必要ないものというふうに考えております。あくまで、私どもは材料を提供して、自分たちが調理していきますということですから、材料に対する責任は、当然私どもは負いますけれども、学校さんともそのあたりはきちんと詰めさせていただいて、ご指摘のような問題が起きないように努力してまいりたいと、かように思います。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はございませんか。11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）11番、橋本です。

24 ページの施設管理費の教育費の中のふるさと交流館経費の地下倉庫ラックというのが、49万9,000円、約50万が補正されておりますけれども、このラックで、主たる保管する内容は、何を保管されるのか、それを教えてください。

議長（滝沢寿美雄君）笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君）お答えします。

ふるさと交流館の地下倉庫がありますが、その中には、今現在、役場のほうから古い永久保存的な書類が入っております。また、それから会計室から、毎年決算後に出されます伝票類、そういったものがこの役場の中に、まだ今あるんですが、非常にいっぱいでありまして、そういった永久保存の書類が、今、そのまま地べたに置き去りになっていますので、それを、棚を購入してきちんと整理をしていきたいということでもあります。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はございませんか。7番、山浦妙子君。

7番（山浦妙子君）ただいま同僚議員が質問された17ページの農業振興経費の集落ぐるみ捕獲体制整備事業ということで、今年から新しく始まる事業という説明がありましたけれども、わな猟の資格を持った方、立科町には、現在どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）中澤農林課長。

農林課長（中澤文雄君）わな猟につきましては、ほんの4名ほどでございます。よろしく申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案50号

議長（滝沢寿美雄君）日程第7 議案第50号 平成24年度ハートフルケアたてしな事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はございませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案51号

議長（滝沢寿美雄君）日程第8 議案第51号 平成24年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案52号

議長（滝沢寿美雄君）日程第9 議案第52号 平成24年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会とします。ご苦労さまでした。

（午前11時15分 散会）